

「『共通番号制』から離脱する権利」を考える

# 市役所でマイナンバーの抹消を申し出てみた

渡部 陸美

すでに付番されている個人番号（マイナンバー）が「利活用」されることを拒否し、番号を抹消することはできないのか。マイナンバーの利用範囲は今後徐々に拡大されるが、流出した際のリスクもその分、大きくなる。流出の危険を「寝て待つ」よりも未然に防ぐ手立てを、東京大学名誉教授の醍醐聰さんと探る。

「大量の年金情報が流出した原因もまだ解明されていないのに、マイナンバーは安全だと言われても信じられるはずがありません」

千葉県佐倉市に住む醍醐聰さんは10月16日、佐倉市役所を訪れ、「がらんとした」マイナンバー相談会場で市民課の相談員にこう訴えた。

「マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）は、個人に対して番号利用に協力する義務を課していないので、私は自分のマイナンバーを住民票から消し、以前の状態で戻してほしいのです」

しかし相談員は、「私は法律に明るくないので」と苦笑いで、釈然としない。マイナンバー法が成立した2013年から「共通番号制」から

離脱する権利」を訴えている醍醐さんは、「マイナンバーを知らせる『通知カード』を受け取り拒否しても大きな効果はない。番号自体をなくさないといけない」と考え、同市役所を訪れた。事前に内閣府と総務省のコールセンターに問い合わせたが、明瞭な回答を得られなかったためだ。

結局、醍醐さんと相談員は一時間ほどの堂々巡りを続けた後、同市役所でマイナンバーを統括しているという企画政策課の副主幹に後日同席してもらったことが決まった。

## 「住民票を抹消するしかない」

19日、再び同市役所を訪れた。醍醐 マイナンバーが付番される前の状態に戻したいのです。

副主幹 行政として、その申し出を受ける場所や仕組みがありません。

醍醐 マイナンバーに反対したり、不安に思う声もあるのに、それを想定した法律になっていません。

副主幹 市町村は住民票をもつ人すべてに番号を通知する義務があり、それを履行するしかありません。

醍醐 私たち個人には、番号利用に協力する義務はないですよね。

副主幹 憲法には法律を守る義務が

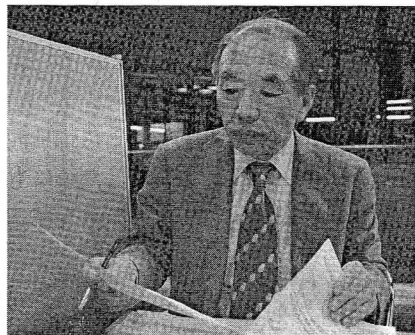
あるとされていますが。

醍醐 義務を負うのは行政側だけです。憲法は権力を縛るものですから。マイナンバー法第四、五条には国と地方公共団体の責務が規定されています。ですが、第六条では事業者の「努力」と書かれている。あえて行政側の責務とわけている。そして、個人については規程が出てきません。個人に義務を課すと、個人のプライバシーを侵害するという憲法上の問題が起きかねないと内閣法制局が指摘したのではないですか。

副主幹 そこまでは私にはわかりません。ただ、改正された住民基本台帳法では、住民票にマイナンバーを記すことが決められています。これに私たち公務員が背くことはできません。住民票からマイナンバーを消したいのであれば、佐倉市だけでなく、日本全国どこへ行っても住民票を抹消してもらおうしかありません。

醍醐 え、幽霊のように存在せずに生きろということですか……。

副主幹 そうではないですが、住民票がある限り、私たちにはマイナンバーを記載する責務が生じます。マイナンバーをキーにして、役所内でそれぞれの部署が個人情報相互



「番号が漏洩してから策を講じても意味がない」と訴える醍醐聰さん。(撮影／渡部陸美)

利用できるようにする制度です。醍醐 個人に義務はないのに、個人の協力なくしては制度が成り立たないというのはおかしいと思います。私のマイナンバーについては、相互利用業務を停止してほしいのです。その申し出ができないのであれば、法的根拠を示してください。

副主幹 ……。

副主幹は、法的根拠などについて調べ直し、後日連絡することを約束し、同日はお開きになった。醍醐さんは「私の申し出を拒むような法的根拠がないならば、今後は佐倉市長、総務省にも利用業務の停止を求めていきたい」としている。

わたなべ むつみ・編集部